【連結:平成29年3月末】 (単位:百万円、%) 国際様式の 該当番号 経過措置による 不算入額 経過措置による 項 目 平成29年3月末 平成28年3月末 不算入額 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1) 普通株式に係る株主資本の額 1a+2-1c-26 432,075 418.972 1a うち、資本金及び資本剰余金の額 23.302 22 475 2 うち、利益剰余金の額 422.805 406.361 1c うち、自己株式の額(12,116 7.915 26 うち、社外流出予定額(1,917 1,948 うち、上記以外に該当するものの額 普通株式に係る新株予約権の額 1b 361 308 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 64,497 16,124 59,514 39,676 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 1.752 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 1.752 6 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ) 496,933 480.547 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5,983 1.495 3,677 2.451 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 8 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 1 495 3 677 2 451 9 5 983 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3.949 987 2,636 1,757 12 適格引当金不足額 7,555 1,888 3,859 2,572 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 13 14 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 15 退職給付に係る資産の額 16 自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 17 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 18 19+20+21 特定項目に係る十パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 19 普通株式に該当するものに関連するものの額 20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 21 22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 23 普通株式に該当するものに関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 24 25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 27 その他Tier1 資本不足額 944 303 28 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(口) 10.534 5.204 普诵株式等Tier1 資本 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ))(ハ) 486,399 475,343 その他Tier1 資本に係る基礎項目(3) 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 34-35 その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 982 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 33 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額 35 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ 982 その他Tier1 資本に係る調整項目 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 37 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 944 1.286 うち、適格引当金不足額 944 1.286 42 Tier2 資本不足額 43 その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) 944 1 286 その他Tier1 44 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ) Tier1 資本 Tier1 資本の額((ハ) + (へ)) (ト) 486.399 475.343 45

【連結:平成29年3月末】 (単位:百万円、%)

【建結:平	成29年3月末1		1	(=	单位:白力円、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成29年3月末	経過措置による 不算入額	平成28年3月末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係					
	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
40	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		231	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2 算人額及び適格引当金Tier2 算人額の合計額	440		464	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	440		464	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	-		-	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	11,954		28,745	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	11,954		28,745	
51	 Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	12,395		29,441	
Tier2 資本に係		12,000		20,771	
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-			
53	高図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	_	_	_	_
33	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	944		1,286	
	うち、適格引当金不足額	944		1,286	
57		944		1,286	
Tier2 資本	1612 貝平に示る制定項目の競(ツ)	944		1,200	
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	11,450		28,154	
総自己資本		11,430		26,134	
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	497,850		503,498	
リスク・アセット		497,650		503,496	
0X0.7 E91	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,495		2,451	
		1,495		2,451	
					$\overline{}$
60	リスク・アセットの額 の合計額(ヲ)	3,718,172		3,368,733	
連結自己資本と				l	
61	連結普通株式等Tier1 比率((八) / (ヲ))	13.08%		14.11%	
62	連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.08%		14.11%	
63	連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	13.38%		14.94%	
調整項目に係る	* *				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	49,231		35,186	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,897		588	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	824		1,066	
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	一般貸倒引当金の額	482		580	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	440		464	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー 及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	20,916		18,773	
資本調達手段に	・ に係る経過措置に関する事項 (8)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額	_		-	
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

⁽注記事項) 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

【**単体**: 平成29年3月末】 (単位: 百万円、%)

1 — 1 m	- 13223 十 3 万 木 1	1	1	`	TIM: H/J/J/ /0/
国際様式の 該当番号	項目	平成29年3月末	経過措置による 不算入額	平成28年3月末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tie	er1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	414,143		403,153	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	21,435		21,435	
2	うち、利益剰余金の額	406,741		391,580	
1c	うち、自己株式の額()	12,116		7,915	
26	うち、社外流出予定額()	1,917		1,947	
20		1,917		1,947	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	361		308	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	69,137	17,284	63,761	42,507
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	483,642		467,223	
普通株式等Tie	er1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,959	1,489	3,656	2,437
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,959	1,489	3,656	2,437
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
11	操延へりが損益の額	3,949	987	2,636	1,757
-		+		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
12	適格引当金不足額	9,192	2,298	5,017	3,344
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	38	9	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20			_	_	_
21		_	_	_	
22	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		-
	特定項目に係る十五パーセント基準超過額 	<u> </u>	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1 資本不足額	1,149		1,672	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(口)	12,389		7,709	
普通株式等Tie		,,,,,		,	
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八)	471,252		459,513	
-	本に係る基礎項目 (3)	47 1,202		400,010	
		T			
31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	 		-	
30 31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)	-		-	
その他Tier1 省	マート では、				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	T -	I -	_	_
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	+		_	
		 	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	 	_	_	_
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	<u> </u>	-	<u> </u>
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,149		1,672	
	うち、適格引当金不足額	1,149		1,672	
42	Tier2 資本不足額	-		-	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	1,149		1,672	
その他Tier1 資	[本				
44	その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ)	-		-	
Tier1 資本					
45	Tiord 资本の類((川) + (A)) (b)	474.050	· ·	450.540	
40	Tier1 資本の額((八) + (へ)) (ト)	471,252		459,513	

【単体:平成29年3月末】 (単位:百万円、%)

<u>【単144〕半</u>	成29年3月末】			(!	単位:百万円、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成29年3月末	経過措置による 不算入額	平成28年3月末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係					
	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
40	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	-		-	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	11,758		28,593	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	11,758		28,593	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	11,758		28,593	
Tier2 資本に係					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	93	23	-	-
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,149		1,672	
	うち、適格引当金不足額	1,149		1,672	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	1,242		1,672	
Tier2 資本		,		,-	
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	10,515		26,921	
総自己資本	See See Committee (F) (F)	12,2.2			
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	481,767		486,435	
リスク・アセット					
,,,,,,	・・・ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,531		2,437	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,001		2,101	
	に係るものの額	1,489		2,437	
	 うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	41		-	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,688,015		3,340,721	
自己資本比率	SAYS A CALANINA AND HINKINA	0,000,010		0,0.10,1.2.1	
61	普通株式等Tier1 比率((八) / (ヲ))	12.77%		13.75%	
62	Tier1 比率((ト) / (ヲ))	12.77%		13.75%	
63	総自己資本比率((ル) / (ヲ))	13.06%		14.56%	
調整項目に係る		13.00%		14.50%	
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	48,692		34,817	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,873		541	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算人額	1,070		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	_		_	
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	一般貸倒引当金の額	1 -			
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	46		60	
- 11		40		60	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー 及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額				
76	(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	_		_	
70		20.000		18.846	
79 资本調達壬氏(1)	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	20,969		18,846	
	- 係る経過措置に関する事項(8)	1		l	
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	_		_	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
0.5	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額				
85	(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	_		-	
			_	•	_

⁽注記事項) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。